

児童福祉施設等の指導監査における指摘事例

※法令等略語

基準条例

- ・・・「宇都宮市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」

事故防止のガイドライン

- ・・・「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」

【施設運営】

○ 衛生管理に関する研修の実施が確認できない

根拠・参考：「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」（平成 17 年 2 月 22 日健発第 0222002 号ほか）

指導：年 1 回以上、職員を対象として衛生管理に関する研修を行うことが求められている。

実施した研修の記録を整備し保管すること

○ 避難消火訓練を実施していない月がある

根拠・参考：基準条例第 7 条

指導：避難訓練及び消火訓練をそれぞれ毎月行い、実施した訓練の記録を整備し保管すること

【職員処遇】

○ 「時間外労働・休日労働に関する協定書（36 協定）」について、労働基準監督署への提出遅滞

根拠・参考：「労働基準法」第 36 条

指導：当該期間の始期に間に合うよう、所轄労働基準監督署へ提出すること

○ 育児休業取得に係る手続きの不備

（主な項目）

- ・育児休業を取得する職員から、書面による育児休業申出を受けていない
- ・当該職員に対して、育児休業取扱知書を交付していない

根拠・参考：「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」第 7 条

指導：育児休業を取得した者に係る関係書類を整備し、書面による申出を受けるとともに、申出をした職員に対し、育児休業取扱通知書を交付すること

【入所児処遇】

○ 「全体的な計画」及び、これに基づく「保健計画」、「食育計画」等の未作成

根拠・参考：「保育所保育指針」第3章

「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」第1章

「幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説」第3章

「学校保健安全法」第5条

指導：適切に作成すること

○ 食物アレルギー疾患を有する児童の生活管理指導表が1年以上未更新

根拠・参考：「保育所保育指針」第3章1（3）

「幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説」第3章

「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」（2019年改訂版）

「児童福祉施設における食事の提供に関する援助及び指導について」

「宇都宮市 教育・保育施設等における食物アレルギー対応マニュアル」

指導：医師の診断及び指示に基づいて、生活管理指導表を1年に1回以上更新し、食物アレルギー対応に関する同意を保護者から得ること

○ 乳幼児突然死症候群への対応が不十分

根拠・参考：「保育所保育指針」第3章

「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」

事故防止のガイドライン

指導：睡眠中の重大事故を想定し、乳幼児における呼吸停止等の異常を早期に発見することができるよう、乳幼児の呼吸・体位や睡眠状態を確認し、「ブレスチェック表」等に記録するなどの事故防止対策を実施すること

○ 応急処置や救急蘇生等の訓練や研修の未実施

根拠・参考：「保育所保育指針」第3章の3

「幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説」第3章

指導：緊急時に適切な救命処置が可能となるよう訓練を実施すること

○ 与薬の際に、複数の保育士等で確認がされていない

根拠・参考：「保育所保育指針」第3章

「幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説」第3章

指導：与薬に当たっては、複数の保育士等で対象児を確認し、重複与薬や与薬量の確認、与薬忘れ等の誤りがないようにする必要があるため、与薬の際は、複数の保育士等で確認すること

○ 発生した事故（治療に要する期間が30日以上 の負傷等）について市への未報告

根拠・参考：「特定教育・保育施設等における事故の報告等について」（令和6年3月22日こ成安第36号・5教参学第39号）

指導：速やかに報告すること

○ プール活動・水遊びを行う際の監視に専念する職員が未配置

根拠・参考：事故防止のガイドライン

指導：監視体制の空白が生じないように、プール指導等を行う者と分けて監視に専念する職員を配置することとされていることから、適切な監視体制を整えた上で、プール活動・水遊びを行うこと

○ ヒヤリ・ハット事例の収集及び要因の分析、再発防止策等を職員間での共有等を確認できなかった

根拠・参考：「保育所保育指針」第3章3

事故防止のガイドライン

指導：重大事故の発生防止のため、組織的に取組を行うとされていることから、ヒヤリ・ハット及び事故（怪我等）事例の記録を基に要因分析等必要な対策を講じ、職員間で共有を図ること